

松阪市公共施設等総合管理計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられた意見・提言と市の考え方

No.	該当箇所	寄せられた意見・提言	市の考え
1	第5章 公共建築物の施設類型ごとの今後の方向性 （集会所） （児童センター） （隣保館） （地区市民センター）	・東町にある教育集会所は、施設カルテに昭和47年に設置された建物とあるが耐震性がなく、大きな地震が発生すれば必ず倒壊すると思われる。子どもたちが学習する場所であり安全を考え、早急に見直しが必要です。人権まなび課によると、転用の予定では、「公民館や隣保館等へ拠点を移していくうえで、さらに学校・家庭・地域との連携を深め、共に学び合える人権教育の場を充実させていく。」とあり、実現してもらいたいと思っています。今回の施設見直しを機会に公民館か第二隣保館に移転してはどうですか。 ・ここ数年、児童センターを利用する児童数は、一時期を比べ、かなり減少しています。この事は放課後児童クラブや、遊びの多様化等も考えられますが、児童センターに指導者がいなくなったのが原因です。指導者がいなくなり、楽しみが無くなり、子どもたちが通わなくなりました。また、行政が対策しなかった事も原因と思われます。現在の施設は立地条件も悪く、このまま運営する事は賛成できません。 ・東地区には市民センターと隣保館がありますが、施設管理や経費合理化を含め機能を隣保館に集約することを提案します。隣保館は設置目的が異なりますが、嬉野の中原文化センターのように共存している所もあり、敷地や館内スペースも余裕があるため十分機能すると思います。また、東地区住民協議会の行事には隣保館との共催事業も多くあり、共存することでやりやすくなると思います。	ご指摘いただきましたご意見につきましては、前向きに検討させていただきます。